

# 愛知県基幹的広域防災拠点（防災公園）整備等事業 マーケットサウンディング 実施要領

2024年11月  
愛知県

## 1 マーケットサウンディングの目的

この地域で広域かつ甚大な被害が懸念されている南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際に、県民の生命と財産を守り、被害を最小限に食い止めていくためには、全国から救出救助部隊や緊急支援物資等を受け入れ、必要とされている被災地や指定避難所へ迅速かつ的確に送り出すことが不可欠であり、これら後方支援機能を担う基幹的広域防災拠点（以下、「防災拠点」という。）を整備することは急務となっています。

このことから、本県では拠点運用時に活動要員の集結・ベースキャンプ機能や支援物資の中継・分配機能を確保することはもちろん、平常運用時には消防学校及び防災公園として広く県民の利用を図る愛知県基幹的広域防災拠点のうち防災公園を整備する事業（以下、「本事業」という。）を実施します。

本事業を事業化するにあたり、費用負担やリスク分担などの公募条件等について客観的なご意見を頂くことを目的とし、ヒアリング形式のマーケットサウンディング（以下、「本調査」といいます。）を実施します。

## 2 計画地の位置および条件

以下に本事業計画地の立地、施設整備にあたっての主な条件を示します。

図表 2-1 本事業計画地の位置図



図表 2-2 本事業計画地の施設整備における主な条件

項目	概要
所在地	愛知県西春日井郡豊山町大字青山神明周辺
面積	約 17.7ha (約 177,400 m <sup>2</sup> ) 愛知県防災公園敷地面積：約 8.9ha (約 89,000 m <sup>2</sup> ) 現神明公園の対象敷地面積：約 2.7ha (約 27,000 m <sup>2</sup> ) ※対象外 消防学校敷地面積：約 6.1ha (約 61,400 m <sup>2</sup> )
用途地域	指定なし (市街化調整区域)
容積率/建蔽率	200%/60%
防災公園・神明公園の建蔽率等の上限	建蔽率 2% (都市公園法第 4 条) 運動施設の建蔽率 10% (都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号) 運動施設においては、10%を限度として上記の都市公園法で定める建蔽率を超えることができます。 建蔽率は、愛知県防災公園及び神明公園 (対象範囲外も含む) それぞれの公園単位で上限内におさめること。 運動施設の敷地面積 50% (都市公園法施行令第 8 条)
高圧線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っています。一般的に労働安全衛生規則では、電線との最小離隔距離が定められています。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC (無線標識設備) があります。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建築物影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければなりません。
空港周辺における建築物設置の制限	航空機が安全に離着陸するため、隣接する県営名古屋空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、制限表面を超える高さの物件 (建築物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む) を設定することは航空法で禁止されています。
その他	北側 (小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m (拡幅予定)) 南側 (豊山町道 52 号線、幅員 17.5m (拡幅予定) 及び町道 117 号線、幅員 12m) 中央 (豊山町道 1 号線、幅員 17.5m (拡幅予定)) ※町道 117 号線を除く愛知県が県道として拡幅する小牧市道及び豊山町道の全面供用開始までの間、県は、事業者に協力します。

### 3 本調査の実施について

#### (1) 参加要件

本事業への参画意向等を有する法人又は法人のグループ(以下、参加者といいます。)はいずれも、参加申込書及び守秘義務遵守誓約書の提出期限において、以下の(ア)～(オ)の全ての要件を満たしていることを本調査の参加要件とします。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることとします。
- (イ) 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であることとします。
- (ウ) PFI法第9条に示される欠格事由に該当しない者であることとします。
- (エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であることとします。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこととします。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

#### (2) 本調査の流れ

2024年11月20日(水)	マーケットサウンディング実施要領等の公表
2024年11月20日(水)11:00～	参加申込書・守秘義務遵守誓約書の受付開始 ※ヒアリングにあたってのインフォメーションパッケージについては、守秘義務遵守誓約書を確認後、参加者に配布いたします。
2024年11月25日(月)～ 2024年12月13日(金)	ヒアリング実施 ヒアリング実施後、破棄義務に関する報告書をご提出いただきます。

### 4 手続きについて

#### (1) 参加申込書等の受付

本調査に参加を希望される参加者は、本要領をご確認いただいた上、締め切りまでに「【別紙1】参加申込書」、「【別紙2】守秘義務遵守誓約書」に必要事項を記入し、連絡先メールアドレス(「7. ご連絡先」を参照)宛てに、件名を【愛知防災拠点(防災公園)サウンディング参加申込書提出】として送付してください。

参加者には、別途インフォメーションパッケージを送付いたします。

## (2) 実施結果の公表

本調査の実施結果の概要については、県ホームページで公表します。公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。参加者の名称、参加者のノウハウに関わる内容や本事業に関係がないと考えられる内容については公表しません。

## 5 ヒアリング事項

下記に想定しているヒアリング事項を示します。

- ▶ 事業参画への関心、参画する場合のポジション（代表企業、構成企業等）
- ▶ 整備費（屋内運動施設、公園管理事務所）、維持管理費用（屋内運動施設、公園管理事務所、公園施設）  
※別途配布するインフォメーションパッケージより参考費用を算出いただく想定です。
- ▶ リスク分担・役割分担
- ▶ 提案期間、事業スケジュールにおける課題
- ▶ 豊山町臨空第2公園の整備運営事業の影響
- ▶ その他、事業費削減のスキーム 等

## 6 その他留意事項

- ・本調査への応募にあたり、不明な点は「7. ご連絡先」までお問い合わせください。
- ・今後、当該事業に関する事業者公募が実施される場合において、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・本調査への参加に要する費用（書類作成、ヒアリング等への参加費用等）は参加者の負担となりますので、ご了承ください。

## 7 連絡先

参加申込書、守秘義務遵守誓約書、破棄義務の遵守に関する報告書については、下記までご提出ください。なお本調査への質問については、下記の連絡先までお問い合わせください。

愛知県基幹的広域防災拠点（防災公園）整備等事業担当事務局

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
〒460-8627 愛知県名古屋市中区錦3-21-24  
三菱 UFJ 銀行名古屋ビル  
E-mail : kyoten2024@murc.jp

## 8 別紙

- 【別紙1】参加申込書
- 【別紙2】守秘義務遵守誓約書
- 【別紙3】破棄義務の遵守に関する報告書